

山陽小野田市分別収集計画

令和7年7月作成

山陽小野田市

市民部環境衛生センター

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の 見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	13

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においても、平成27年3月に新ごみ処理施設が稼動し、家庭ごみや一般事業系ごみの減量化や適正な分別排出を促しており、本市の「一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「住みよい暮らしの創造」を目指しているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用の促進を図る。
- ② 徹底した分別の実施により、効率的・効果的なリサイクルを行う。
- ③ 市民・事業者・行政の三者が一体となり、資源の有効な利用の確保を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器（無色・茶色・その他）・飲料用紙製容器・ダンボール・ペットボトル・プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込みは、下記のとおりとする。なお、ここで示す量は、ごみとして排出される量に加え、集団回収による量を含むものである。

(単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,383	4,313	4,243	4,175	4,108
製品プラスチック	1,096	1,078	1,061	1,044	1,027

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の施策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政（市）等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、自治会や各種団体を通じ、リサイクル活動を推進する。

(1) 自治会へのごみ減量化、分別排出の徹底

- ① ごみの分別排出のために、自治会等の団体に講習会やチラシ配布を実施し、分別排出の徹底を図る。
- ② 分別排出の徹底のために、分別が十分でないごみ袋に注意の張り紙をする。
- ③ 分別排出が徹底している自治会に対し、市や快適環境づくり協議会等が表彰することで分別への意識の高揚を図る。
- ④ 排出場所の適正管理のため、自治会で設置するごみ収納箱等に対し、費用の一部を補助する。

(2) 環境展等イベントの実施

再資源化・ごみの減量化についての市民意識の向上を図るため、「環境展」等イベントを開催する。

(3) 自主回収団体への支援

登録した団体が回収した資源ごみに対し、補助金の支給を行うとともに、市民意識の高揚を図る。

(4) 生ごみ処理機の普及促進

家庭から排出される生ごみの資源化・減量化を推進するため、生ごみ処理機の購入者に対し購入費用の一部を助成する。

(5) 山陽小野田市快適環境づくり協議会への支援

環境美化、環境衛生、ごみの減量化、リサイクルの推進等、地域に根ざした主体的な活動を行う山陽小野田市快適環境づくり協議会を支援する。

(6) 分別排出、ごみの減量化のための広報・啓発活動

① 買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進を行い、スーパー等の包装廃棄物の減量化を図るとともに、ごみ減量化の意識向上を図る。

② 「ごみの出し方」を広報に掲載し、分別排出の徹底を図る。

③ ホームページにごみの排出の仕方等を掲載し、分別排出の徹底を図る。

(7) 施設見学による5R意識の啓発活動

新施設が稼動し、見学者の増加が見込めることから、ごみの減少化や分別などの意識を啓発していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄に、収集に係る分別の区分を中欄に、また排出の基準を右欄に定める。

容器包装廃棄物の種類	分別の区分	排出の基準
スチール製容器 アルミ製容器	空かん	中身を全部出し、軽く水洗いして出す
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空びん	中身を全部出し、軽く水洗いし、キャップを取り除いて3種類に分けて出す
飲料用紙製容器	古紙類 (紙パック)	切り開いて水洗いし、しばって出す
ダンボール	古紙類 (ダンボール)	ひもでしばって出す
ペットボトル	ペットボトル	中身を全部出し、軽く水洗いし、キャップを取り除いて出す
プラスチック製容器包装	発泡スチロール・ 白色トレイ	水洗いして出す

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

容器包装廃棄物の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製の容器	50		49		49		49		49	
アルミ製の容器	66		66		66		65		65	
無色のガラス製容器	122		121		121		120		119	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	122	—	121	—	121	—	120	—	119	—
茶色のガラス製容器	68		68		68		67		67	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	68	—	68	—	68	—	67	—	67	—
その他のガラス製容器	29		29		28		28		28	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	29	—	29	—	28	—	28	—	28	—
紙製の容器であって飲料を充填するためのもの	3		3		3		3		3	
ダンボール製の容器	302		300		299		297		295	
PET製の容器	142		141		140		139		138	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	142	—	141	—	140	—	139	—	138
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	7		7		7		7		7	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	—	7	—	7	—	7	—	7	—	7

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定は、将来人口の変動を勘案し、山陽小野田市人口ビジョンを参考に推計した。

将来人口の推計

(単位：人)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
58,055 人 (対前年度比) 99.382 %	57,696 人 (対前年度比) 99.382 %	57,339 人 (対前年度比) 99.382 %	56,985 人 (対前年度比) 99.382 %	56,632 人 (対前年度比) 99.382 %

過去の実績と予測

(単位：t)

容器包装の種類	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチールかん	59	57	55	50	50	50	49	49	49	49
アルミかん	81	79	79	67	67	66	66	66	65	65
無色のびん	146	144	152	124	123	122	121	121	120	119
茶色のびん	107	108	133	69	69	68	68	68	67	67
その他のびん	56	46	36	29	29	29	29	28	28	28
紙パック	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3
ダンボール	354	342	322	306	304	302	300	299	297	295
ペットボトル	145	159	149	143	142	142	141	140	139	138
発泡スチロール	8	7	6	7	7	7	7	7	7	7

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

発泡スチロール・白色トレイについては、小野田地区は市による収集とし、山陽地区は市の委託した業者による収集とする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 段階
金 属	スチール製容器	空かん	市による定期収集 (月1回)	市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	空びん	委託業者による定期 収集 (月1回)	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集 (月1回)	
	ダンボール	ダンボール		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 (月1回)	
	その他のプラスチック 製容器包装	発泡スチロール・ 白色トレイ	市・委託業者による 定期収集 (月1回)	

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶については選別・圧縮後、最終処分地保管場所にて保管し、びんは屋外ストックヤードにて保管する。

ペットボトルは圧縮梱包の後、発泡スチロール・白色トレイは減容してストックヤードにて保管する。ダンボール、紙パックはストックヤードにて保管する。

別表の1 分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空びん	プラスチック かご	パッカー車	市ストックヤード (保管)
スチール製容器 アルミ製容器	空かん	透明又は半透 明の袋		市最終処分地 保管場所 (選別、圧縮、保管)
ペットボトル	ペットボトル	自立式万能袋 (透明又は半透 明の袋)	ダンプ車	市ストックヤード (圧縮、梱包、保管)
その他プラスチック製 容器包装	発泡スチロール・ 白色トレイ	透明又は半透 明の袋	パワー ゲート車	市ストックヤード (減容、保管)
ダンボール	古紙類 (ダンボール)	ひもで縛る		市ストックヤード (保管)
飲料用紙製容器包装	古紙類 (紙パック)	ひもで縛る (透明又は半透 明の袋・紙袋)		

別表の2

分別収集の用に供する施設計画1

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	現有施設状況	管 理 主体等	特記事項
【排出段階】				
1 排出容器				
1-1 折り畳み式プ ラスチックか ご	①びん類 (無色・茶色・その他 の色分別)	(仕様) 材質：樹脂製 寸法：492 × 334 × 314(cm) 数量：必要数貸与	市	空びんとして 各色分別収集
1-2 袋	②缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶 ③発泡スチロー ル・白色トレイ	(仕様) 透明又は半透明で あれば材質、容量等 特に基準なし		空かんとして 一括収集 発泡スチロール・白色 トレイとして収集
1-3 自立式万能袋	④ペットボトル	(仕様) 材質：ポリエチレン 製 寸法：68 × 68 × 68(cm) 数量：必要数貸与		ペットボトル として収集 (透明又は半透明の 袋での排出可)
1-3 ひもで縛る	⑤ダンボール			古紙として収集
	⑥紙パック			古紙として収集 (透明又は半透明の 袋・紙袋での排出可)
2 集積場所	①～⑥	従来集積場所利 用	市 各自治会	

分別収集の用に供する施設計画 2

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	現有施設状況	管 理 主体等	特記事項
【運搬段階】				
1 車両				
1-1 びん回収車	①びん類 (無色・茶色・その他の色 分別)		市	委託業者が回収
1-2 缶回収車	②缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶	(仕様) 4 t パッカー 3 台 3.5 t パッカー 9 台 2 t パッカー 1 台 2 t ダンプ 4 台 2 t パラゲート 1 台		
1-3 発泡スチロ ール・白色ト レイ回収車	③発泡スチロール・ 白色トレイ			山陽地区のみ 委託業者が回収
1-4 ペットボトル 回収車	④ペットボトル			
1-5 ダンボール 回収車	⑤ダンボール			
1-6 紙製容器包装 回収車	⑥紙パック			

分別収集の用に供する施設計画 3

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	現有施設状況	管 理 主体等	特記事項
【中間処理段階】				
1 再生施設				
1-1 ストックヤード	①びん類 (無色・茶色・その他の色 分別)	(仕様) 主要機器:ホイールロー ダー	市	
	②缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶	主要機器:油圧ショベル(内装式マグネット 仕様)・ベルトコンベ ア・プレス機 能力:1t/1h		
(減容施設)	③発泡スチロール・ 白色トレイ	主要機器:減容機 能力:50kg/h		
(圧縮・梱包施設)	④ペットボトル	主要機器:ベルトコン ベア・圧縮梱包機 能力:150kg/h		

分別収集の用に供する施設計画 4

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	現有施設状況	管 理 主体等	特記事項
【保管段階】				
1-1 ストックヤード	①びん類 (無色・茶色・その他の色 分別) ③発泡スチロール・ 白色トレイ ④ペットボトル ⑥紙パック ⑤ダンボール	① 屋外 整備年度：H18 年度 ストックスペース： 各 48 m ² (無色・茶色) 24 m ² (その他の色) ③④⑥ 整備年度：H11 年度 鉄骨平屋建 330 m ² ⑤ リサイクルプラザ 整備年度：H6 年度 鉄骨平屋建 492.48 m ²	市	
1-2 最終処分地 保管場所	②缶類 (スチール缶・アルミ缶 分別)	整備年度：H18 年度 ストックスペース： 125 m ² (アルミ缶)		スチール缶は 保管場所容積 定めておらず

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 市民のリサイクル意識の高揚

- ① 市広報等へのごみ関連記事の定期掲載
- ② 6月の環境月間に合わせた「山陽小野田市環境展」の実施

(2) ごみの減量とリサイクル活動の推進

- ① 集団回収の登録団体の加入促進（資源ごみ再利用化推進奨励金）

令和6年度補助金交付団体数（延べ）：158団体 486千円

- ② ごみ堆肥化装置の設置に対する補助

電動式：1／2（上限20,000円）

コンポスト容器：1／2（上限1,500円）

ダンボールコンポスト：1／2（上限500円）

- ③ 資源ごみ拠点回収施設による定期収集日以外の受入れ

毎週日曜日 8：30～17：00

対象容器包装廃棄物：空かん、空びん、紙パック、ペットボトル、
発泡スチロール・白色トレイ